



JASDAQ

平成 22 年 7 月 15 日

各 位

会社名 株式会社 成学社
代表者名 代表取締役社長 太田明弘
(JASDAQ・コード2179)
問合せ先 取締役管理部長 藤田正人
電 話 06-6373-1595

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 22 年 7 月 15 日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を平成 22 年 8 月 27 日開催予定の第 24 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- ① 当社は、会社法第 2 条第 6 号に定める大会社には該当しておりませんが、大阪証券取引所の「JASDAQ等における企業行動規範に関する規則の特例」第 7 条の規定を受け、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るために、監査役会および会計監査人を設置するものであります。
- ② 平成 22 年 6 月 18 日に開示いたしました「事業年度の末日（決算期）の変更に関するお知らせ」のとおり、事業年度を毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までに変更するものであります。
- ③ 上記の変更に伴う条数の繰下げならびに文言の加除、修正等所要の変更を行うものであります。

2. 日程

取締役会決議	平成 22 年 7 月 15 日
株主総会開催日	平成 22 年 8 月 27 日
効力発生日	平成 22 年 8 月 27 日

3. 変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>(機関)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>1. 取締役会</p> <p>2. 監査役</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(株主総会の招集)</p> <p>第 11 条 当社の定時株主総会は、毎年 8 月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</p>	<p>(機関)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>1. 取締役会</p> <p>2. 監査役</p> <p><u>3. 監査役会</u></p> <p><u>4. 会計監査人</u></p> <p>(株主総会の招集)</p> <p>第 11 条 当社の定時株主総会は、毎年 <u>6</u>月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</p>

現行定款	変更案
<p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第 12 条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年<u>5</u>月 31 日とする。</p> <p>第 5 章 監査役 (新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第 12 条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年<u>3</u>月 31 日とする。</p> <p>第 5 章 <u>監査役および監査役会</u> (<u>常勤監査役</u>)</p> <p>第 32 条 <u>監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>(<u>監査役会の招集通知</u>)</p> <p>第 33 条 <u>監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>(<u>監査役会の決議の方法</u>)</p> <p>第 34 条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p> <p>(<u>監査役会の議事録</u>)</p> <p>第 35 条 <u>監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u></p> <p><u>2 監査役会の議事録は、監査役会の日から 10 年間本店に備え置く。</u></p> <p>(<u>監査役会規程</u>)</p> <p>第 36 条 <u>監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>
<p>第 32 条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>第 37 条 (現行どおり)</p> <p>第 6 章 <u>会計監査人</u> (<u>会計監査人の選任</u>)</p> <p>第 38 条 <u>会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>(<u>会計監査人の任期</u>)</p> <p>第 39 条 <u>会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p><u>2 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u></p> <p>(<u>会計監査人の報酬等</u>)</p> <p>第 40 条 <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u></p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第6章 計算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第33条 当社の事業年度は、毎年6月1日から翌年5月31日までの1年とする。</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第34条 当社の期末配当の基準日は、毎年5月31日とする。</p> <p>2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p>(中間配当)</p> <p>第35条 当社は、取締役会の決議によって、毎年11月30日を基準日として中間配当をすることができる。</p> <p>第36条 (条文省略)</p> <p style="padding-left: 40px;">(新 設)</p> <p style="padding-left: 40px;">(新 設)</p> <p style="padding-left: 40px;">(新 設)</p> <p style="padding-left: 40px;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第41条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第42条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>(中間配当)</p> <p>第43条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。</p> <p>第44条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">附則</p> <p>第1条 <u>第41条の規定にかかわらず、第25期事業年度は、平成22年6月1日から平成23年3月31日までとする。</u></p> <p>第2条 <u>第43条の規定にかかわらず、第25期事業年度は、11月30日を基準日として取締役会の決議によって中間配当をすることができる。</u></p> <p>第3条 <u>本附則は第25期事業年度終了後、これを削除する。</u></p>

以 上